

福祉係

臨時福祉給付金 (経済対策分) 申請受付期間中です

消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するために臨時福祉給付金を支給します。

支給対象の可能性がある方には4月中に申請書を送付してありますので、申請期限である7月18日(火)までに必ず申請いただきますようお願いいたします。

また、申請書が届かない方のうち、次の要件全てに該当すると思われる方は、役場までお越しくください。

対象要件

●平成28年1月1日(基準日)時点で町内に住民登録されている方

●平成28年度(27年分)住民税(均等割)が非課税の方
ただし、課税者(別世帯含む)の扶養親族になっ
ていない方

・生活保護制度の被保護者
などは対象外です。

支給額

対象者1人につき 15,000円

申請手続(ワンストップ)

・申請先は、基準日において住民登録されている市町村となります。

(基準日以降、立科町に転入されている方は、前住所地在申請先となります。)

・尚、受付開始期間は、市区町村によって異なります。ご注意ください。

申請、お問合せ先

立科町役場 町民課 福祉係

電話 0267-88-8405 有線 2311

福祉医療(医療費助成)制度について

福祉係

福祉医療制度は、医療機関や薬局等の窓口で支払った医療費等のうち、保険適用になった自己負担分の一部について町が助成する制度です。

次の表に該当する方は、資格が取得できる場合があります。資格認定を受けておらず該当すると思われる場合は、福祉係の窓口でご相談ください。

| 区分 | 対象者 | 所得制限 | |
|----------------------|-------------------------------|-----------|-----------|
| | | 本人 | 扶養義務者等 |
| 乳幼児 | 出生から就学前 | なし | なし |
| 児童 | 小学生から高校生 | なし | なし |
| 妊産婦 | 母子手帳交付日から出産月等の翌月末日までの間にある者 | なし | なし |
| 障害のある方 | 身障手帳1級・2級 | 特別障害者手当準拠 | 特別障害者手当準拠 |
| | 身障手帳3級 | 所得税非課税者 | |
| | 療育手帳A1・A2・B1 | 特別障害者手当準拠 | |
| | 65歳以上国民年金法施行令別表該当 精神保健福祉手帳 | | |
| 母子・父子家庭の親と子、父母のいない児童 | | 児童扶養手当準拠 | |

※障害のある方で年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし

福祉医療費給付金の対象範囲

医療機関等の窓口では通常どおり自己負担分のお支払いをいただきますが、後日口座振込みで医療費等の一部(保険適用分)が町から給付金として支払われます。ただし、給付金は受給者負担金と高額療養費、附加給付金を除いた額となります。

- ・県内受診の場合……受診の際、「福祉医療費受給者証」を提示してください。町への申請手続は必要ありません。
- ・県外受診の場合……保険点数が明記された領収書をお持ちになり福祉係の窓口で申請をしてください。

※その他、医師の指示によりコルセットなどの治療用装具を作ったとき、はり・きゅう・マッサージの施術を受けたときは役場窓口で申請が必要です。申請手続きに必要な書類等はお問合せください。

現在、受給者証をお持ちの方へ(福祉医療費受給者証の更新について)

受給者証の有効期間は、基本的に1年であり、毎年8月1日に更新されます。

資格判定を行い、引き続き受給資格対象となる方には7月中に新しい受給者証をお送りします。

(※「乳幼児・児童・妊産婦」は除きます。)